

黒部市民病院未収金回収業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

黒部市民病院は、医業未収金回収に係る業務委託事業者の選定を行う。

この実施要領は、未収金業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

2 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

黒部市民病院未収金回収業務委託

(2) 業務の目的

黒部市民病院における医業未収金徴収対策の一環として、医業未収金回収業務を民間事業者の技術及び経験を積極的に活用することにより、病院の有する未収債権の回収の強化を図り、患者負担の公平性を確保し、病院の経営安定化を図る。

(3) 業務期間

契約締結の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしているもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 黒部市入札参加資格において登録業者であること。ただし登録業者でない者は入札参加資格登録をするための書類を提出でき入札参加資格登録が可能であること。
- (4) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）の規程による弁護士又は弁護士法人であること。
- (5) 平成 30 年 4 月 1 日から過去 3 年間に於いて、公的医療機関での未収金回収業務の実績を有すること。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をい

- う。以下同じ。)であると認められる場合。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を提供するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる場合。

4 選考方法

プロポーザル審査委員会において上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、評価し、受託候補者の選定を行う。

5 企画提案等

(1) 企画提案項目

- ① 仕様書に沿った回収方法並びに作業工程
- ② その他、アピール等、追加事項

(2) 留意事項

- ① 企画提案書には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を含んではならない。
- ② 企画提案書は1者につき1提案とする。
- ③ 企画提案書には絵や図面、フロー等を用いるなどし、提案内容を解かりやすくすること。

6 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書(様式2)
- ③ 企画提案書(任意様式)
- ④ 委託費(成功報酬率のみ)見積書(様式3)
- ⑤ 業務実施実績

その他添付書類（原則として A4 版とする。任意様式）

- ⑥ 業務マニュアル（原則として A4 版とする。任意様式）
- ⑦ 法人登記ならびに会社概要（パンフレット等任意様式）
- ⑧ 法人の経営状況のわかるもの（決算書等任意様式）

(2) 提出部数

参加表明書	1 部
企画提案書	7 部
委託見積書	1 部
業務実施実績	7 部
その他添付書類	7 部

(3) 提出期間及び受付時間

① 提出期間

平成 30 年 4 月 16 日（月）から平成 30 年 5 月 18 日（金）（ただし、土日祝日を除く）

② 提出時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

本プロポーザル方式による事業選定への参加は、参加表明書及び企画提案書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を上記提出期限までに持参もしくは郵送すること。

(4) 提出部署

〒938-8502 富山県黒部市三日市 1108 番地 1 黒部市民病院 医事課

(5) 提出方法

書類等を上記提出部署まで持参もしくは簡易書留にて郵送すること（電子メールでの提出は認めないので注意すること）なお、郵送の場合は 5 月 18 日（金）の午後 5 時までに必着とする。

※参加表明書等の必要書類は、黒部市民病院のホームページ (<http://med-kurobe.jp/>) から入手すること。

7 企画提案書等の取り扱い

- (1) 企画提案書等の提出期間終了後は、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出されたすべての企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出されたすべての企画提案書（(3)の複製を含む）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

- (5) 提出された企画提案書等は、黒部市情報公開条例（平成 24 年 3 月 22 日黒部市条例第 3 号）に基づき、公開請求により公開する場合がある。

8 質問及び回答

質問がある場合は、質問票（様式 5）を提出すること。

(1) 質問方法

所定の質問票により、必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：s.sasaki@med.kurobe.toyama.jp

(2) 質問票提出期限

平成 30 年 4 月 27 日（金）午後 5 時まで

(3) 質問の回答方法

質問票に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形でホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定には公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答日

平成 30 年 5 月 11 日（金）

9 審査の方法

提出のあった企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、評価基準に基づき最優秀者 1 者を選定する。ただし、審査により次点の者を優秀者として選定する場合がある。

なお、参加事業者が 10 者を超える場合には、一次審査として書類審査を行い、5 者を二次審査実施対象者として選定しプレゼンテーションによる審査を実施する。

※審査の過程で、企画提案書等の内容につき黒部市民病院から質問することがある。

10 プレゼンテーション

プレゼンテーションを実施する日時、場所、留意事項等は平成 30 年 5 月 25 日（金）までに電子メールで通知する。

11 審査の基準

(1) 基本的な考え方

評価にあたっては、企画提案項目（評価項目）ごとに評価基準を採点し、合計点数を算出する。

選定にあたっては、総合得点（※1）の最も高い事業者を最優秀者として、契約交渉を実施する。

※1 総合得点とは、各審査委員の合計得点を合算して得た数値を審査の対象となった審査委員数で除した平均の数値とする。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
業務実施方針	業務の基本的な方針、取組姿勢（業務を執行するにあたり基本とする考え）が妥当であること
組織・実施体制	業務を執行するために適切な体制（業務スケジュール・責任者・指揮命令系統・実施人員）が整備されていること
業務実施方法	業務実施手法。実施回数・相談業務・調査業務等の回収向上に向けた取り組みが具体的に提案され、適切であること
事業実績	公的医療機関における同種業務の受託実績・回収実績（金額の回収率及び件数の回収率）が妥当であること
委託費	成功報酬額（成功報酬率）が低廉であること

(3) 評価点

- ・項目単位の採点は、「A」・「B」・「C」・「D」の4段階評価とする。
- ・事業実績、委託費については提出された数値に基づき評価をする。
- ・評価における観点は上記(2)における「評価基準」欄を参考にする。

A	非常に良い	=	5点
B	良い	=	3点
C	普通	=	1点
D	劣る	=	0点

12 審査結果の通知

審査結果の通知

審査結果は、審査実施後、速やかに参加者全員に文書で通知する。ただし、各評価項目の評価値を算出するための計算式は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

13 事業者選定に係る日程

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 募集の公示 | 平成30年4月16日（月）から5月18日（金）まで |
| (2) 質問受付 | 平成30年4月16日（月）から4月27日（金）まで |
| (3) 質問回答 | 平成30年5月11日（金） |
| (4) 必要書類の提出期限 | 平成30年5月18日（金） |

(5) 審査及び決定 平成 30 年 6 月上旬

(6) 審査結果通知発送 平成 30 年 6 月上旬

(7) 契約締結 平成 30 年 6 月中旬

※上記日程はあくまで現段階での予定であり、黒部市民病院の都合により変更する場合があります。

14 担当

〒938-8502 富山県黒部市三日市 1108 番地 1

TEL0765-54-2211 (内線 3252)

FAX0765-56-7236

黒部市民病院 医事課 担当 佐々木

電子メールアドレス：s.sasaki@med.kurobe.toyama.jp

15 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。
- (3) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象として院内の内部手続を経た上で決定されることから、事業者の選定をもって本事業を委託する相手方を決定するものではない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、黒部市競争入札参加資格停止措置要領に規程する資格停止措置を行うことがある。